

令和2年度第3回日高市環境審議会議事録

日時	令和3年2月10日（水） 午後2時00分～午後3時10分
場所	日高市役所 5階 501会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	市長、立花知子委員、福井一洋委員、神田誠治委員、高根廣作委員、中山定男委員、富沢光子委員、大林邦生委員、行成美知代委員、石野眞菜委員、遠藤くに子委員、秋葉重二委員、戸田美雅委員
欠席者	山田雅子委員、大澤尚委員
事務局	相磯市民生活部長、梶山環境課長、稲垣生活環境担当主幹、城戸廃棄物対策担当主幹、西嶋廃棄物対策担当主査、吉川生活環境担当主査、柳戸生活環境担当主査
説明員	事務局
傍聴者	1名
担当部署	市民生活部環境課
議事	<p>議題</p> <p>（1）第2次日高市環境基本計画（案）について（答申）</p> <p>報告事項</p> <p>（1）第2次日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について</p> <p>（2）ふるさとの森第2号地について</p> <p>（3）ごみ減量キャンペーンについて</p>
会議資料	<p>資料1 第2次日高市環境基本計画（案）</p> <p>※令和2年1月28日 第2回日高市環境審議会で使用したもの</p> <p>資料2 第2次日高市環境基本計画（案）修正部分</p> <p>資料3 第2次日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について</p> <p>資料4 ふるさとの森第2号地について</p> <p>資料5 令和2年度日高市環境基本計画実施状況等報告書（令和元年度事業対象）及び日高の環境</p> <p>資料6 可燃ごみ減量キャンペーンの実施について</p>
	<p>事務局：（事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認 ・出席人数12名 日高市環境審議会条例第6条第2項の規定により審議会が成立することを報告。

【開会】

会 長：(あいさつ)

市 長：(あいさつ)

【答申】

会長から市長へ、第2次日高市環境基本計画（案）について答申。

－ 市長退席 －

【議事】

事務局：会長が議長となりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長（会長）：次第4の報告事項に入る前に、前回の審議会における答申協議、承認を経て、本日の答申に至ったわけですが、計画案について前回の会議で何点かご質問があったかと思えます。補足説明として、その質問を踏まえた変更点がありましたら、事務局より説明をお願いします。

事務局：(計画案の修正箇所について「資料1（第2回審議会資料で配布したもの）」及び「資料2」を基に説明)

議 長：事務局から補足説明をしていただきました。参考資料を頂いていますのでご確認いただければと思います。それでは次第4の報告事項に進ませていただきます。(1)第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(第2次日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、資料3を基に説明)

議 長：ご質問等がございましたらお願いいたします。

委 員：1ページ目の炭酸ガス（温室効果ガス）排出量のグラフは、市内事務関係の事業所の燃料使用量ですか。

事務局：市としての使用量です。市が一事業所として取り組んでいくことがこの計画内容となります。

委 員：グラフの上から燃料、電気、家庭用機器燃料となっていますが、間隔が狭いため数値が読みにくく、グラフ右側の各項目説明と一致させて読み取ることができません。また、市でも家庭用機器の燃料使用による温室効果ガス排出があるのですか。

議 長：グラフの間隔を広げれば読み取ることができると思えます。

事務局：市役所でも電気ポット等の家庭用機器は使用しています。また、グラフについては、見やすくなるよう調整します。

委 員：この計画は日高市全体の温暖化対策、温室効果ガスの排出量ではなく、日高市役所の事務事業に関するものですか。

事務局：ご指摘のとおりです。

委員：二酸化炭素を減らす温暖化対策を市役所だけの取組ではなく、日高市全体で取り組む必要があると思います。日高市全体の状況を出さないのでしょうか。

事務局：環境基本計画の本編26ページに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として、市全体の課題や目標を掲げています。事務事業編については、その個別計画として市の取組について定めています。

委員：地域単位で目標を設定し、例えば、可燃ごみ排出量は、市民一人当たりの一日の排出量を10gずつ減らします、子ども会や自治会ではこんなことをします、買い物に行くときは車を使わないようにしましょうなど、市民が何をしたら良いのかが分かるよう数値化が必要です。計画を作成する時には具体的なものが見えるとよいと思いました。

事務局：ご指摘のとおりです。環境基本計画は全体的なものしか掲載しておらず、実際に温暖化対策として何を行えば良いのか示す必要があると市も認識しております。これから温暖化対策を進めていく中で、市民に分かりやすく取組の内容を説明し、皆様と一緒にゼロからスタートしていきたいと考えております。これから進めていく施策の中に具体的な表現が示せるようにしていきたいと考えています。

議長：ご質問がなければ、次に（2）ふるさとの森第2号地について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（ふるさとの森第2号地について資料4を基に説明）

議長：ただいまの件でご質問等がございましたらお願いします。

委員：2号地の面積が20,000m²とされていますが、そのうちの無線中継所跡地の約5,000m²の取得を検討しているのでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：残りの15,000m²は取得せずに、ふるさとの森として指定だけをするのでしょうか。ふるさとの森について、自然保護、みどりの保全をしていく中で、指定することでどの程度の効力が生じるのでしょうか。その中で土地所有者が、何か作ろうとしたときに止められるほどの効力はあるのでしょうか。

事務局：指定のみ行う予定ですが、土地所有者による行為を強制で止めるほどの効力はありません。土地所有者と協定書を結び、ふるさと

の森として、おおむね10年間指定をさせていただき森林保全をお願いする形になります。

委員：例えば、土地所有者が貴重な樹木を伐採しようと考えたときに、伐採しないようお願いはできるのでしょうか。

事務局：お願いはできます。指定期間中は、土地所有者が何かしたいと考えたときは、事前に市に相談していただくことになります。ただ、あくまでも個人所有地ですので強制することはできず、お願いする範囲に留まります。

委員：計画面積の4分の1の5,000m²ほど取得しても、その周りで森林保全にならない行動を勝手にされてしまえば、貴重な財財を使って取得しても意味がなくなると思います。高指山から物見山の全部を含めて、点ではなく、帯、線として残せるのが一番良いことです。虫食い状態で、点々と残してもあまり効果はないと思います。また、子どもたちの遠足の聖地ということもあり、利用する市民だけでなく、近隣の市町の人々にとっても良い場所となるように考えていただきたいです。そのためには現状がどうなっているかを調べる必要があると思います。

事務局：ご意見を頂きありがとうございます。承知いたしました。

議長：他にありますか。

委員：以前、高指山を見に行った時には建物やアンテナがあったと思いますが、これらはどうするのでしょうか。

事務局：アンテナは既に撤去が終わっています。現在は、鉄筋コンクリートの建物が残っていますが、そのまま取得する予定です。

委員：その建物は撤去しないのでしょうか。

事務局：すぐに撤去はしませんが、利活用は今後検討する予定です。

委員：高指山については気になっていました。市が取得に動いてくれたことはありがたいことだと思っています。今後、ふるさとの森のどの部分が市所有地なのか範囲がわかるようにしていただきたいと思っています。また、1号地と2号地の標示や各場所がわかる標示などもしていただきたいと思っています。

事務局：承知いたしました。ご意見ありがとうございます。

事務局：資料4で約20,000m²の指定を目指すとありますが、ふるさとの森は、日高市の環境保全条例に基づくもので、その趣旨に賛同していただいた土地所有者と協定を結び、指定させていただくことになっています。その中で、目安としては10,000m²以上を指定する規定となっており、今回、取得を予定している高

指山山頂及びその周囲の山林約20,000m²をまずは指定させていただくという状況です。

事務局：今後も積極的に森林環境の維持に努めたいと考えています。1号地と同様に県の補助金を使えるため、必要に応じた整備ができますが、財政状況を踏まえ計画的に進める必要があります。現在、土地所有者と調整中のため、具体的にはお示しできない状況ですが、まずは20,000m²を初動とし、各土地所有者の同意を頂いた際にはご報告させていただきます。

委員：日和田山の中腹の市管理地には、絶滅危惧種であるコクランの群生地があり気になっていました。県でも絶滅危惧種のリストに登録されているコクランが大量に群生していることを情報提供させていただきます。

議長：質問がなければ、次に(3)ごみ減量キャンペーンについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：(ごみ減量キャンペーンについて資料6を基に説明)

議長：ご質問等がございましたらお願いします。

委員：ワザアリテープは磁石が付いて冷蔵庫に貼ることができ、また、テープに日付が書けて、探すときに便利なので利用しています。是非、広めていただきたいと思います。

委員：ごみの出し方ですが、庭木の剪定枝をごみ収集日に束ねて出しています。周りの家庭でも一斉に出すため、大量なごみとなり、回収業者が苦勞しているようです。何か別の方法で有効利用や回収はできないのでしょうか。

事務局：剪定枝はシルバー人材センターが回収していますが、シルバー人材センターは多忙なため、今後の検討事項となっています。

委員：私は庭木などをこまめに剪定して、少しずつ木の根元に積んでおくことで腐らせています。市からも、こういった処理方法をPRすると良いと思います

事務局：市からは乾燥後に出して頂くようお願いはしています。

委員：セメント会社でごみ処理が始まって以来、重さでごみの量を算定しています。生ごみと同様に選定した枝は出来る限り乾燥させてから出すよう、市で何年も前からPRしています。多くの人が一斉にごみ集積所に出す場合には、自宅の庭に1,2週置いて乾燥してから出したり、生ごみは水切りをしてから出すなど、地域の人々で声掛けをしなければなりません。そのまま出せば楽なので、多くの人が正しいごみの出し方を忘れてしています。ごみ処理費用は

重さで決まりますので、「1人1日10gの可燃ごみ減量にご協力ください。」と市が言っているように、生ごみの水切りと伐採した木の乾燥を地域の声掛けで徹底していただきたいです。

委員：ごみ問題は個人だけでは取り組めない問題です。自治体と一緒に取り組まないと難しい問題です。長い間、問題となっており痛感します。私の自治会でも、個人で集めた生木は自治会館敷地に集めて乾かすこととなっていますが、中には自治会館にもっていかず、乾かさずにごみ集積所に出す人がいるのが現状で、それは地域との連携がうまくいってないことによります。コロナ禍で家に人がいる時間が多くなり、衣類などごみとして多量に出ています。リサイクル問題に関しても自治体と個人が連携して行うべき問題で、区長会の会議からも発信していただきたいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。

議長：雑木を出している人に話を伺ったところ、自分の家に切った木を乾かすまで置いておきたくないと言っていました。個人の問題ではありますが、地域で関心を持ってもらいたいと思います。

委員：剪定枝の中で出してはいけないものはありますか。剪定枝は全てチップになるのでしょうか。

事務局：チップをお願いしている区があり、太さ15cmほど、長さ1.5mほどの木を出していただいています。

委員：みかんなどの柑橘系の木は、出してはいけませんか。

委員：ゆず、みかん等の柑橘類はとげがあるので出してはいけないはずです。安全上の問題があります。

事務局：ゆずなどのとげがあるものは出さないでいただきたいとお願いしています。

委員：細い枝はチップにならないため、可燃ごみとなります。

議長：質問が出尽くしたようです。他に事務局から何かありますか。

事務局：資料5の令和2年度日高市環境基本計画実施状況等報告書（令和元年度事業対象）及び日高の環境」につきましては、前年度までの各環境施策の実施状況等を取りまとめたものでございます。持ち帰りいただき、後程ご確認いただければと思いますのでよろしくお願いたします。

議長：他にないようでしたら、本日の議事はすべて終了いたします。委員の皆様には長時間にわたりご審議を頂きまして、ありがとうございました。これをもちまして、議長の職を降ろさせていただきます。

【閉会】

事務局：本日はお忙しいところ皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして令和2年度第3回環境審議会を終了させていただきます。本日はお疲れ様でした。